

国民健康保険税を改正します

国民健康保険は、商店、農業・漁業などの個人事業の方や、パートなど職場の健康保険に加入していない人、年金生活者などが加入する健康保険です。その運営の大きな柱である保険税は、平成8年（介護分は平成12年）の改正以来、据え置いてきましたが、加入者の年齢構成や所得階層の変化などに伴い是正が必要となったことから、去る3月8日に開会した第1回市議会定例会に市税条例の一部改正（国民健康保険税率の改正）を提案し、可決されましたのでその内容についてお知らせします。

国民健康保険の財政

国民健康保険は、市の一般会計とは別の独立した会計（国民健康保険事業特別会計）で、加入者の皆さんが納める保険税や国・道・市からの補助金などを財源として、加入者の皆さんが病気やケガをした場合に医療費の7割を給付しています。

国保会計の運営状況は、黒字決算を保ち概ね健全といえます。しかし、単年度収支（前年までの決算剰余金を含めず、その年の収入から支出を差し引いた額）でみた場合、税収の減少と医療費の増加により平成14年度は赤字となり、平成15年度も若干の赤字が発生する見込みで、過去の

決算剰余金で赤字を穴埋めしているのが現状です。

平成16年度においても、税収の減少傾向はさらに著しくなり、厳しい財政状況が予想されます。しかし、一般の経済情勢にあつて、不足分を全て保険税に求めることは、多大な影響を及ぼすことから、必要最低限の改正を行ったところです。

保険税の改正

国民健康保険税は、本来の目的である医療の給付に対する財源として課税する基礎課税分（以下、医療分と略します）と、40歳から65歳未満の方に對する、介護保険第2号保険

料（以下、介護分と略します）を課税しています。その税収の推移は、表1のとおりです。

表1 税収の推移 (単位：千円)

	医療分	介護分	合計
平成10年度	720,003	—	720,003
平成11年度	714,114	—	714,114
平成12年度	722,565	41,635	764,200
平成13年度	702,596	39,197	741,793
平成14年度	723,053	40,961	764,014
平成15年度	719,112	39,494	758,606
平成16年度	708,896	49,598	758,494

※平成15年は決算見込み額、平成16年は予算額

【医療分の改正】

国民健康保険税は、医療分・介護分それぞれについて、所得や資産に応じて課税する応能割と、世帯や世帯の人数に応じた応益割の2本立てで負担していただいています。市では、課税の総額において、この応能・応益の割合が均衡となるよう税率を定めています。しかし、平成8年以来税率を据え置いていることや被保険者の高齢化、不況による所得の

低下などにより、応益割合が増加しています。

この不均衡を是正するため、応能割を引き上げ応益割を引き下げます。具体的には、表2のとおりです。

表2 医療分保険税の税率

	応能割		応益割		課税限度額
	所得割	資産割	平等割	均等割	
平成15年度	8%	30%	28,000円	33,000円	480,000円
平成16年度	8%	30%	27,000円	32,000円	510,000円
医療分保険税は全ての加入世帯に課税されます。	前年所得から基礎控除額の33万円を控除した額にこの率を乗じます。	都市計画税を除いた固定資産税額にこの率を乗じます。	世帯当たりの負担額です。	世帯の国保加入者の人数にこの額を乗じます。	左の税率で算定した額が、この額より多くなる場合は、この額が上限となります。

この改正により、旧税率で賦課限度額の世帯はその所得や資産に応じて3万円までの増税となりますが、それ以外の世帯は、最低でも2千円（1千円×世帯の被保険者数+1千円）の減税となります。

【介護分の改正】

介護保険の保険料納付者は、1号被保険者（65才以上）と2号被保険者（40才以上65才未満）に分けられます。1号被保険者の保険料は、年金から天引きされ介護保険者（市）に納付され、2号被保険者の保険料はそれぞれが所属する医療保険者（国保や社会保険）が徴収し、それを国に納付することとなっています。

2号被保険者の保険料は、国がその年の全国の介護保険給付費を予測し、その32%を2号被保険者が負担するべきものとして算定し、各医療保険者に所属する2号被保険者数に応じて納付すべき金額が決定されます。

介護保険のサービスを受ける高齢者が増加し、給付額も年々増額となり、平成16年度の支払額が、現行の税率では、1千万円ほどの不足が見込まれることから、今回の改正となつたところだ。

この結果、税額は、資産や所得の状況により異なりますが、70円から3万円程度までの増税となります。



表3 介護分保険税の税率

	応能割		応益割		課税限度額
	所得割	資産割	平等割	均等割	
平成15年度	0.55%	5%	3,800円	6,000円	70,000円
平成16年度	1%	5%	4,500円	7,700円	80,000円
介護分保険税は、40歳以上65歳未満の加入者のいる世帯にのみ課税されます。	前年所得から基礎控除額の33万円を控除した額にこの率を乗じます。	都市計画税を除いた固定資産税額にこの率を乗じます。	世帯当たりの負担額です。	世帯の国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の方の人数にこの額を乗じます。	左の税率で算定した額が、この額より多くなると、この額が上限となります。

【A】 【Q】

医療分は、どうしても賦課限度額だけを引き上げるのですか。
 医療分の賦課限度額は、53万円まで設定することが可能です。今年度の全道各市の状況では34市中53万円が13市、52万円が9市となっており、改正後の51万円でも平均以下の水準です。賦課限度額を低く抑えることは、中低所得者層に負担を強いることとなるため、限度額を引き上げたところだ。

【A】 【Q】

なぜ応能・応益割の均衡を図る必要があるのですか。
 低所得世帯に対しては、所得額と世帯員数に応じて、応益割を7割・5割・2割と軽減する制度があり、加入世帯の半数以上が恩恵を受けています。応益割合が55%を超えると、軽減の率は、7割が6割、5割が4割、2割は軽減なし、と変更しなければならず、低所得世帯の負担増となるため、格差が広がるように修正をしたところだ。

【A】 【Q】

保険税の軽減について教えてください。
 低所得世帯に対しては、所得額と世帯員数に応じて、応益割を7割・5割・2割と減じる制度で、その基準は、世帯の前年の総所得が、
 7割軽減：33万円以下の世帯
 5割軽減：33万円+世帯主を除く被保険者数×24万円
 2割軽減：33万円+被保険者

【A】 【Q】

この軽減による減収分は、国・道・市の補助金で補てんされますので、一般の世帯の負担とはなりません。
 数×35万円以下の世帯

【A】 【Q】

応能割をあげて、応益割を下げると税収の総額はどうなるのですか。
 今回の医療分の改正は、増税の目的ではなく、応能・応益比率の是正だけを目的としたため、税率を改正しない場合の試算と比較すると若干の減収となる見込みです。

【A】 【Q】

国保会計は黒字なのに、どうして介護分を値上げしなければならぬのですか。
 医療分と介護分の収支を区別した場合、黒字の全ては医療分の剰余で発生しています。介護分は40歳以上65歳未満の被保険者が負担すべきもので、これを値上げせずに剰余金を充てるとなると、本来負担する必要のない40歳以下の被保険者や年金から介護保険料を天引きされている65歳以上の方も負担することとなり、不公平が生じます。当面はこの剰余金を、医療の給付の不足分に充てながら、医療分の増税を抑制することとしたいと考えています。

国保税Q&A

問合せ先

市民課国民健康保険係
 ☎21111 内線232・233番